相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県北葛城郡上牧町大字上牧三七七〇番地、最後の住所奈良県北葛城郡上牧町大字上牧三九七二番地一

被相続人　亡　小滝　泰寛

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

大阪市北区西天満二丁目一一番八号アメリカンビル二階

相続財産管理人　弁護士　木村　栄嗣

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府吹田市佐井寺二丁目四〇九一番地、最後の住所奈良市恋の窪二丁目一七番一三号

被相続人　亡　濱　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

奈良県奈良市花芝町九番地の二川﨑ビル

川﨑法律事務所

相続財産管理人　弁護士　片山　賢志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県高梁市津川町八川七六番地、最後の住所岡山県倉敷市日ノ出町一丁目一番三号

被相続人　亡　鷺森　年子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所岡山県都窪郡早島町早島四一五六番地ももたろう総合事務所

相続財産管理人　野島　浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県善通寺市上吉田町二丁目九〇七番地三、最後の住所香川県善通寺市上吉田町八丁目四番三八号

被相続人　亡　重成　敏子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月二十三日

事務所香川県善通寺市上吉田町三丁目四番五号　仙頭・前原司法書士合同事務所

相続財産管理人　司法書士　前原　裕輔

無縁墳墓等改葬公告

墓地利用向上のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

尚、期日までにお申し出のない場合は無縁仏として改葬することになりますのでご承知下さい。

平成二十八年二月二十三日

一、墳墓等所在地　東京都新宿区大久保一―一六―一五

一、墳墓等の名称　全龍寺境内墓地・納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　境内墓地　野口旭家

東京都新宿区新宿二丁目一二番地　野口清子、本籍不詳　野口ヨシ、野口清次郎、野口文貞、野口喜代子、**楊**本家　不詳、菅野家　不詳、北原家、不詳、野部家　野部茂、野部肅、野部義範、北川芳子、高野喜代久家　高野英子、丸谷日出雄、高野春雄、高野なほ、加藤治子家　瀧浪代助、瀧浪しげ、瀧浪次郎、瀧浪八満、瀧浪徳太郎、瀧浪鉦一、瀧浪たき、菅井十女子、不詳一名、橋本家　橋本ます、橋本潔、橋本清子、橋本健一、橋本春子、橋本みつ、鈴木政男家　鈴木安五郎、鈴木秋、鈴木クラ、鈴木ミツ、鈴木いさ、鈴木常三郎、鈴木せい、鈴木すみえ、鈴木八重子、鈴木常次、不詳五名、織本君子家　不詳、納骨堂　東京都港区芝大門二丁目二番地　桜木時政、東京都世田谷区太子堂三丁目二七番地　三浦愛子、東京都杉並区和泉一丁目三三番　鈴木勝治、東京都北多摩郡村山町中藤一四六〇村山第一住宅二一三四　福田起己、北海道瀬棚郡瀬棚町字共和三八一番地　守村茂雄、東京都新宿区百人町一丁目七番　横山タツ、熊本県水俣市陳内三二〇九番地　井野一夫、東京都品川区東中延二丁目五番　江村きよ子、北海道美唄市字美唄一七一八番地　熊田勲、静岡県熱海市泉六二番地の一　下田すみ子、本籍不詳　後藤定夫

一、改葬を行おうとする者　東京都新宿区大久保一―一六―一五　宗教法人全龍寺　代表役員　髙**﨑**　宗平

無縁墳墓等改葬公告

永年にわたり連絡がとれないために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、納骨堂使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁の遺骨として改葬することになりますのでご承知ください。

平成二十八年二月二十三日

一、墳墓等所在地　大阪府堺市堺区向陵中町六―二―三

一、墳墓等の名称　カトリック堺教会納骨堂

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳、菊池正二、西岡秀男、滝田衛、小林純夫、沢田浅次、村川和彦、東宇蓉子、浅井英雄、森顕造、米満光枝、吉本岩男、吉本貞子。

一、改葬先　大阪市設南霊園三区代地八〇番三七号～一九八号内堺ブロック共同墓地

一、改葬を行おうとする者　大阪府大阪市中央区玉造二丁目二四番二二号　カトリック大阪大司教区　代表役員　前田　万葉

任意清算公告

当社は、平成二十八年一月三十一日をもって解散し、会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、この清算の方法に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年二月二十三日

宮城県大崎市岩出山池月字下宮道下四番地の一　合名会社鵜目そば

代表社員　山口　敦子

千葉県住宅供給公社公告第一号

本公社において、公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第四十七条第一項の規定により公営住宅及び共同施設の管理を行うので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

一　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う地方公共団体又は地方住宅供給公社の名称

千葉県住宅供給公社

二　事業主体に代わって管理を行う公営住宅又は共同施設の名称

千葉県県営住宅設置管理条例（昭和三十五年千葉県条例第三十九号）別表に掲げる県営住宅のうち一般県営住宅及びその共同施設

三　事業主体に代わって行う公営住宅又は共同施設の管理の内容

千葉県県営住宅設置管理条例第三十三条の十四第一項各号に掲げる権限を行うこと。

四　事業主体に代わって公営住宅又は共同施設の管理を行う期間

平成二十八年四月一日から

平成三十三年三月三十一日まで

平成二十八年二月二十三日

千葉市中央区栄町一番一六号

千葉県住宅供給公社

理事長　富田　忠

第51期決算公告

平成28年2月23日

東京都港区東新橋一丁目9番2号

株式会社ナチ関東

代表取締役　谷本　亮

貸借対照表の要旨

（平成27年11月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,060,633	流動負債	466,689
固定資産	93,895	固定負債	7,839
		株主資本	663,823
		資本金	60,000
		利益剰余金	603,823
		利益準備金	15,000
		その他利益剰余金	588,823
		（うち当期純利益）	(53,559)
		評価・換算差額等	16,175
		その他有価証券評価差額金	16,175
資産合計	1,154,529	負債・純資産合計	1,154,529